



保証履行事由

● 法的倒産

・破産手続開始の申立、民事再生手続開始の申立、会社更生手続開始の申立、特別清算開始の申立がなされたとき

● 実質的な倒産

・事務所の閉鎖もしくは債権者集会の開催、かつ保証対象債権の弁済期日から起算して3か月を経過してもその弁済がなされないとき

・手形交換所による取引停止処分がなされたとき

<オプション>

● 一定期間の不払い(別途特約料がかかります)

・特約の付帯により、取引先が倒産しなくても、一定期間入金がないだけで保証金をお支払いすることも可能です。通常よりも審査基準が厳しくなります。

※ 上記は例です。実際の契約内容をご確認ください。